

未来につながる持続可能な農業推進コンクール推薦要領

第1 実施目的

農林水産省の主催により実施される未来につながる持続可能な農業推進コンクールは、持続可能な農業の確立を目指し、意欲的に経営や技術の改善に取り組んでいる農業者等を表彰するものである。このコンクールを本県においては、くまもとグリーン農業推進コンクールとして位置づけ、積極的に参加並びにその成果を広く紹介し、くまもとグリーン農業に対する県民の理解を深めるとともに、地域社会の活性化につながるくまもとグリーン農業の面的拡大に資することを目的とする。

第2 参加の対象者

(1) G A P部門

未来につながる持続可能な農業推進コンクール実施要領（以下「実施要領」という。）に定める者を対象とする。

(2) 有機農業・環境保全型農業部門

原則として、前年度のくまもとグリーン農業表彰被表彰者とする。但し、実施要領に定める者、かつ、くまもとグリーン農業生産宣言を行った者が参加を希望する場合は対象とする。

第3 参加者の募集

有機農業・環境保全型農業部門については、原則として、新たな参加者の募集は行わないが、参加を希望するもの及びG A P部門については、居住地または主たる事務所を所管する各広域本部及び各広域本部地域振興局の農業普及・振興課に、実施要領に定める様式を表彰を実施する年度の別に定める期日までに提出する。但し、くまもとグリーン農業推進委員会の委員が所属する団体から推薦により応募する者は、熊本県農林水産部生産経営局農業技術課（以下「農業技術課」という。）に、実施要領に定める様式を提出する。

第4 優良事例の選定及び推薦決定

G A P部門については、応募のあった事例の中から、有機農業・環境保全型農業部門については、前年度のくまもとグリーン農業表彰者及び応募のあった事例の中から、農業技術課内に設けた審査委員会において、書類審査及び必要に応じた現地審査により優良事例を選定し、くまもとグリーン農業推進委員会において推薦事例を決定する。

第5 未来につながる持続可能な農業推進コンクールへの推薦

農業技術課は、九州農政局生産部生産技術環境課に実施要領に定める様式を提出する。

第6 審査委員会の構成

審査委員会の構成は、つぎのとおりとする。

なお、審査委員長は、必要に応じて審査委員会に構成員以外の者の出席を求めることができる。

| | |
|-------|---|
| 審査委員長 | 熊本県農林水産部農業技術課審議員又は課長補佐 |
| 審査委員 | 熊本県農林水産部 関係課班長（農産園芸課） 農業技術課関係班長（地下水と土を育む農業推進班） 農業技術課農業革新支援専門員 |

第7 事務局

事務局は、農業技術課とする。

第8 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則 この要領は平成7年6月22日から施行する。
この要領は平成8年6月13日から改正施行する。
この要領は平成11年7月6日から改正施行する。
この要領は平成12年7月10日から改正施行する。
この要領は平成13年7月17日から改正施行する。
この要領は平成14年8月12日から改正施行する。
この要領は平成17年8月9日から改正施行する。
この要領は平成18年7月26日から改正施行する。
この要領は平成21年9月17日から改正施行する。
この要領は平成22年9月15日から改正施行する。
この要領は平成23年8月22日から改正施行する。
この要領は平成24年8月13日から改正施行する。
この要領は平成25年4月8日から改正施行する。
この要領は平成26年5月23日から改正施行する。
この要領は平成27年6月25日から改正施行する。
この要領は平成28年8月23日から改正施行する。
この要領は平成29年9月22日から改正施行する。
この要領は平成30年8月24日から改正施行する。
この要領は令和元年7月4日から改正施行する。
この要領は令和2年7月22日から改正施行する。